

2014年12月5日

株式会社A I Z E N

代表取締役 大谷 勝美 様

適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西
理事長 榎 彰 徳

【連絡先（事務局）】担当：袋井
〒540-0033 大阪市中央区石町
1丁目1番1号 天満橋千代田ビル
TEL. 06-6945-0729 FAX. 06-6945-0730
E-mail: info@kc-s.or.jp
HP: [http:// www.kc-s.or.jp](http://www.kc-s.or.jp)

申 入 書 兼 再 お 問 い 合 わ せ

当団体は、消費者団体訴訟制度の制度化を受けて、不当な勧誘行為や契約書等の不当条項の使用の中止を申入れたり、団体訴権を行使することを重要な活動内容として、関西地域の7府県の消費者団体や消費者問題に取り組む個人によって構成され、2005年12月3日に結成された消費者団体であり、2007年8月23日には、内閣総理大臣より消費者契約法13条に基づく適格消費者団体として認定されました（組織概要についてはホームページをご参照ください）。

当団体において、貴社が運営されている結婚相手紹介サービスについて検討したところ、貴社の広告に関して不当景品類及び不当表示防止法（以下、「景品表示法」といいます）及び特定商取引に関する法律（以下、「特定商取引法」といいます）、貴社の使用されている契約書・約款に関しては、消費者契約法及び特定商取引法等に反し、疑義があると考えました。

そこで、当団体から貴社が運営する結婚相手紹介サービスについての最新の契約書や特定商取引法に基づく概要書面と締結時書面、パンフレット等契約者に配布するものを提供していただくよう、2014

年7月30日付「お問い合わせ」を送付したところ、これに対し貴社からは、残念ながら回答がありませんでした。

当団体は、現在消費者から提供されている広告物や契約内容説明書を材料に検討を重ねた結果、貴社が提供する結婚相手紹介サービスの広告に散見される「0円婚活」という表現に対し、景品表示法及び特定商取引法に反し不当と思われる点があると判断いたしました。よって当団体は、貴社に対し下記のとおり、広告において対応をしていただくよう申入れます。

また、貴社の契約内容説明書を当団体において検討した結果、貴社にお尋ねしたい点が生じました。

つきましては、本「申入れ兼再お問い合わせ」に対する貴社のご回答を、2015年1月9日までに書面にて当団体事務局まで送付いただきますようお願いいたします。貴社の誠実、真摯な対応を期待します。

なお、既に貴社にご連絡いたしておりますとおり、本「申入れ兼再お問い合わせ」は公開の方式で行わせていただきます。したがって、本「申入れ兼再お問い合わせ」の内容、及びそれに対する貴社のご回答の有無とその内容等は、本書の「再お問い合わせ」に対する貴社の回答を除き、全ての経緯・内容を当団体ホームページ等で公表いたしますので、その旨ご承知おきください。

【申入れ】

1. 申入れの趣旨

貴社の結婚相手紹介サービス体験の広告において、「0円婚活」表示の停止を求めます。

2. 申入れの理由

貴社が提供する結婚相手紹介サービス体験の広告において、「0円婚活」との表示が散見されます（別紙参照）。これは主に「体験スタンダードプラン」のことを指すものと思われませんが、「0円婚活」との表示は、以下に詳述するとおり景品表示法4条1項2号、特定商取引法43条に該当します。

すなわち、結婚相手紹介サービスの体験とは、お見合の体験に他ならないところ、貴社の「体験スタンダードプラン」においては、初回お見合決定時に32,400円の費用が掛かることから、お見合体験は有料となり、無料でお見合できるかのような「0円婚活」と表示することは、消費者に、実際よりも「著しく有利である」との誤認を与えかねず、景品表示法4条1項2号、特定商取引法43条に該当するものと、当団体は判断します。

【再お問い合わせ】

- I) 貴社が運営される結婚相手紹介サービス（以下、「貴社サービス」といいます）全般に関して
1. 貴社サービスについての最新の契約書や特定商取引法に基づく概要書面と契約書面（同法第42条）、パンフレット等契約者に配布するもの（以下、「契約書等」といいます）をご送付ください。なお、貴社は、貴社サービスに関して複数のプランを運営されていると認識しておりますが、全プランの契約書等をご送付ください。
 2. 貴社サービスは、全部でいくつのプランがありますか。複数ある場合には、各プランの位置づけもお教えください。
 3. 貴社サービスの契約者は何名ですか。本書面到着時点の登録人数を、プラン別にお教えください。
 4. 貴社は勧誘及び契約時において、クーリングオフの説明をどのタイミングでどのようにしていますか。
- II) 貴社会員契約書（以下「契約書」といいます）及び会員契約内容説明書（以下「契約内容説明書」といいます）そのものに関して
5. 契約書と契約内容説明書の位置づけをお教えください。
 6. 特定商取引法に基づく概要書面と契約書面は各々の書面にあたるのですか。
 7. 勧誘及び契約時において、契約書及び契約内容説明書はどのタイミングで契約者に配布しますか。

Ⅲ) 貴社契約書及び契約内容説明書の内容に関して

8. 貴社サービスの契約書及び契約内容説明書における、登録料、入会金、事務手数料、会費、交際料、見合料、成婚料がそれぞれ何に対する対価であるかお教えてください。
9. プランによって前項記載の各料金に差がありますか。差がある場合、その理由は何ですか。
10. 貴社サービスの契約書及び契約内容説明書における「会員サービスの提供」の定義とその根拠をお教えてください。
11. 貴社サービスの契約書及び契約内容説明書における「当社が契約締結及び履行に要した費用」を3万円（消費税込み）としている根拠をお教えてください。
12. 交際料が発生する場合、契約書及び契約内容説明書における「交際」の定義をお教えてください。また、貴社が契約者に対して、「交際」の定義をどのように知らせているかお教えてください。
13. 貴社は、前項「交際」の事実をどのように確認するのかお教えてください。

Ⅳ) 体験スタンダードプランに関して

14. 体験スタンダード会員の、契約時から初回お見合決定時までにかかる平均日数をお教えてください。同会員の、契約時からお見合2件成立時までにかかる平均日数もお教えてください。
15. 体験スタンダード会員が、「会員サービス提供」後、初回お見合決定前に中途解約した場合に、同会員が貴社に支払うことになる金額とその根拠をお教えてください。

以上